



栃木県公報

令和3(2021)年
6月1日(火)
第208号

目次

告 示

- 公印の廃止..... 539
- 保安林皆伐面積の許容限度の公表..... 539
- 生活保護法による指定施術機関の指定..... 542
- 生活保護法による指定介護機関の名称等の変更..... 542
- 生活保護法による指定施術機関の名称等の変更..... 543
- 生活保護法による指定医療機関の事業の休止..... 544
- 生活保護法による指定医療機関の事業の再開..... 544
- 特定農業用ため池の指定及び指定の解除..... 544
- 道路の供用開始..... 547

公 告

- 特別保護地区の指定予定..... 547
- 公共測量の終了..... 548

調 達 等 公 告

- 入札公告（特定調達公告）..... 548

告 示

栃木県告示第299号

次の公印を廃止したので、栃木県公印規程（昭和49年栃木県訓令第15号）第12条の規定により告示する。

令和3(2021)年6月1日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	寸 法 (ミリメートル)	書 体	用 途	廃 止 期 日	廃 止 理 由
栃木県室長印④	方20	てん書	一般文書用	令和3(2021)年 3月31日	組織改編のため
栃木県大田原県税事務所長之印	方20	てん書	一般文書用	令和3(2021)年 3月31日	摩耗のため

(文書学事課)

栃木県告示第300号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定に基づき、令和3(2021)年度における保安林及び保安施設地区内において皆伐による立木の伐採をすることができる面積の許容限度を次のとおり公表する。

令和3(2021)年6月1日

栃木県知事 福 田 富 一

森林計 画区名	単 位 区域名	市 郡 町 村 名	立木伐採面積の許容限度(単位 ha)					計
			水源涵 ^{かん} 養保安 林	土砂流 出防備 保安林	防風保 安林	干害防 備保安 林	保健保 安林	
那珂川	大田原 地区	大田原市(狭原、小船渡、湯 津上、佐良土、蛭畑、蛭田、 新宿及び片府田を除く。)、那 須塩原市(塩原、中塩原、上 塩原、湯本塩原、関谷、金 沢、宇都野、下大貫、上大 貫、高阿津、下田野、遅野 沢、蓼沼、折戸、上横林、横 林及び接骨木を除く。)及び 那須郡那須町	458.22	53.94	0.09			512.25
同	那珂川 中流地 区	大田原市(狭原、小船渡、湯 津上、佐良土、蛭畑、蛭田、 新宿及び片府田に限る。)、那 須烏山市、芳賀郡茂木町及び 那須郡那珂川町	304.62	128.65		4.67	2.00	439.94
那珂川 鬼怒川	矢板地 区	矢板市、那須塩原市(塩原、 中塩原、上塩原、湯本塩原、 関谷、金沢、宇都野、下大 貫、上大貫、高阿津、下田 野、遅野沢、蓼沼、折戸、上 横林、横林及び接骨木に限 る。)、さくら市及び塩谷郡	480.13	120.30	1.10	0.96		602.49
鬼怒川	鬼怒川 中流地 区	宇都宮市、真岡市、下野市 (薬師寺、成田、谷地賀、下 文狭、田中、仁良川、町田、 祇園一丁目、祇園二丁目、祇 園三丁目、祇園四丁目、祇園 五丁目、緑一丁目、緑二丁 目、緑三丁目、緑四丁目、緑 五丁目、緑六丁目、本吉田、 下吉田、別当河原、絹坂、花 田、上坪山、下坪山、東根、 磯部、上川島、中川島、上吉 田、三王山、三本木、田川及 び延島に限る。)、河内郡上三 川町及び芳賀郡(茂木町を除 く。)	16.17	34.10		12.73		63.00
		日光市(上鉢石町、中鉢石 町、下鉢石町、稲荷町一丁 目、稲荷町二丁目、稲荷町三 丁目、御幸町、石屋町、松原 町、相生町、東和町、若杉						

鬼怒川	今市地区	町、宝殿、安川町、匠町、本町、山内、萩垣面、花石町、久次良町、清滝安良沢町、清滝和の代町、清滝桜ヶ丘町、清滝丹勢町、清滝中安戸町、清滝新細尾町、清滝町、清滝一丁目、清滝二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、細尾町、中宮祠、湯元、所野、七里、野口、和泉、山久保、日光、丹勢、南小来川、宮小来川、東小来川、中小来川、西小来川、滝ヶ原、足尾町本山、足尾町愛宕下、足尾町赤倉、足尾町南橋、足尾町深沢、足尾町上間藤、足尾町上の平、足尾町下間藤、足尾町掛水、足尾町向原、足尾町赤沢、足尾町松原、足尾町通洞、足尾町砂畑、足尾町中才、足尾町遠下及び足尾町を除く。)	1,021.92	152.86			1,174.78
同	日光地区	日光市（上鉢石町、中鉢石町、下鉢石町、稲荷町一丁目、稲荷町二丁目、稲荷町三丁目、御幸町、石屋町、松原町、相生町、東和町、若杉町、宝殿、安川町、匠町、本町、山内、萩垣面、花石町、久次良町、清滝安良沢町、清滝和の代町、清滝桜ヶ丘町、清滝丹勢町、清滝中安戸町、清滝新細尾町、清滝町、清滝一丁目、清滝二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、細尾町、中宮祠、湯元、所野、七里、野口、和泉、山久保、日光、丹勢、南小来川、宮小来川、東小来川、中小来川、西小来川及び滝ヶ原に限る。)	286.26	152.82			439.08
同	足尾地区	日光市（足尾町本山、足尾町愛宕下、足尾町赤倉、足尾町南橋、足尾町深沢、足尾町上間藤、足尾町上の平、足尾町下間藤、足尾町掛水、足尾町向原、足尾町赤沢、足尾町松原、足尾町通洞、足尾町砂畑、足尾町中才、足尾町遠下及び足尾町に限る。)	165.38	42.28			207.66

渡良瀬川	黒川～小倉川地区	栃木市（西方町金井、西方町金崎、西方町本郷、西方町本城、西方町真名子及び西方町元に限る。）及び鹿沼市	916.47	190.91				1,107.38
同	佐野地区	足利市、栃木市（西方町金井、西方町金崎、西方町本郷、西方町本城、西方町真名子及び西方町元を除く。）、佐野市、小山市、下野市（薬師寺、成田、谷地賀、下文狭、田中、仁良川、町田、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園五丁目、緑一丁目、緑二丁目、緑三丁目、緑四丁目、緑五丁目、緑六丁目、本吉田、下吉田、別当河原、絹坂、花田、上坪山、下坪山、東根、磯部、上川島、中川島、上吉田、三王山、三本木、田川及び延島を除く。）及び下都賀郡	358.71	128.06		2.00		488.77
計			4,007.88	1,003.92	1.19	20.36	2.00	5,035.35

(森林整備課)

栃木県告示第301号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和3（2021）年6月1日

栃木県知事 福田 富一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
令 和 3 (2021) 年 5 月 1 日	青木 翔吾	鹿沼市千渡1972-6	ライオンはりきゅう整骨院	鹿沼市貝島町615-1

栃木県告示第302号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項

において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3(2021)年6月1日

栃木県知事 福田 富一

1 居宅介護事業者

変更年月日	居宅介護事業者		居宅介護事業所		居宅介護の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
令和3(2021)年4月1日	社会医療法人財団 佐野メディカルセンター (医療法人財団 佐野メディカルセンター)	佐野市田沼町1832-1	訪問看護ステーション あその郷	佐野市田沼町1832-1	訪問看護
令和3(2021)年3月17日	株式会社 日向倶楽部	宇都宮市錦1-1198-1 サーパス錦909	ひなた訪問看護ステーション	上三川町上蒲生3-15 2F (上三川町上三川4938-1 サン・カレントB103)	訪問看護

(注) 表中の () 内は変更前のもの

2 介護予防事業者

変更年月日	介護予防事業者		介護予防事業所		介護予防の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
令和3(2021)年4月1日	社会医療法人財団 佐野メディカルセンター (医療法人財団 佐野メディカルセンター)	佐野市田沼町1832-1	訪問看護ステーション あその郷	佐野市田沼町1832-1	介護予防訪問看護
令和3(2021)年3月17日	株式会社 日向倶楽部	宇都宮市錦1-1198-1 サーパス錦909	ひなた訪問看護ステーション	上三川町上蒲生3-15 2F (上三川町上三川4938-1 サン・カレントB103)	介護予防訪問看護

(注) 表中の () 内は変更前のもの

栃木県告示第303号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第2項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定施設機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3(2021)年6月1日

栃木県知事 福田 富一

変更年月日	施術者		施術所	
	氏名	住所	名称	所在地
令和2 (2020)年 11月21日	佐藤 正三	足利市大沼田町327-1 大望山ハイツ201	訪問医療マッサージアイリス (はなぶさ治療院)	足利市南大町1151-6 (足利市八幡町2-7-14)
令和3 (2021)年 5月1日	菊地 哲也	上三川町しらさぎ1-21-8 グリーンステージI-203 (鹿沼市緑町1-8-34)	オレンジはりきゅう整骨院 (ライオンはりきゅう整骨院)	栃木市平柳町1-2-4 (鹿沼市貝島町615-1)

(注) 表中の()内は変更前のもの

栃木県告示第304号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3（2021）年6月1日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

休止年月日	名称	所在地
令和3（2021）年4月1日	石川歯科医院	真岡市高勢町3-132
令和3（2021）年3月19日	いずみ薬局	小山市乙女2-1-22

栃木県告示第305号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を再開した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3（2021）年6月1日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

再開年月日	名称	所在地
令和3（2021）年5月1日	いずみ薬局	小山市乙女2-1-22

(保健福祉課)

栃木県告示第306号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により特定農業用ため池を指定し、及び同条第5項の規定により特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第3項の規定によ

り次のとおり公示する。

令和3(2021)年6月1日

栃木県知事 福田 富一

ため池の名称	所在地	指定(解除)年月日	備考
沼畑池	さくら市穂積	令和3(2021)年5月21日	指定
善堤久保溜(下)	那須烏山市八ヶ代	令和3(2021)年5月21日	指定
善堤久保溜(中)	那須烏山市八ヶ代	令和3(2021)年5月21日	指定
善堤久保溜(上)	那須烏山市八ヶ代	令和3(2021)年5月21日	指定
センジカラ入溜	那須烏山市福岡	令和3(2021)年5月21日	指定
西溜池	那須烏山市福岡	令和3(2021)年5月21日	指定
猿久保溜池	那須烏山市小墾	令和3(2021)年5月21日	指定
大和久の溜	那須烏山市南大和久	令和3(2021)年5月21日	指定
長田溜池	那須烏山市藤田	令和3(2021)年5月21日	指定
浅沢溜池	那須烏山市藤田	令和3(2021)年5月21日	指定
山根溜池	那須烏山市三箇	令和3(2021)年5月21日	指定
新田溜池	那須烏山市三箇	令和3(2021)年5月21日	指定
竜神溜池	那須烏山市三箇	令和3(2021)年5月21日	指定
横道溜池	那須烏山市田野倉	令和3(2021)年5月21日	指定
堂端溜池	那須烏山市熊田	令和3(2021)年5月21日	指定
霧ヶ沢溜	那須烏山市滝田	令和3(2021)年5月21日	指定
熊野山溜	那珂川町大字健武	令和3(2021)年5月21日	指定
高手溜	那珂川町大字大山田下郷	令和3(2021)年5月21日	指定
惣内沢水資源確保治山ダム	那珂川町大字和見	令和3(2021)年5月21日	指定
新溜	那珂川町大字和見	令和3(2021)年5月21日	指定
荷田入溜(上)	那珂川町大字谷川	令和3(2021)年5月21日	指定
入郷溜	那珂川町大字谷川	令和3(2021)年5月21日	指定
大平溜	那珂川町大字小口	令和3(2021)年5月21日	指定
下小倉溜	那珂川町大字和見	令和3(2021)年5月21日	指定
上小倉溜	那珂川町大字和見	令和3(2021)年5月21日	指定
四斗蒔溜	那珂川町大字谷川	令和3(2021)年5月21日	指定
堂ノ沢溜	那珂川町大字谷川	令和3(2021)年5月21日	指定
岩谷内溜(上)	那珂川町大字片平	令和3(2021)年5月21日	指定
宮崎溜	那珂川町大字小口	令和3(2021)年5月21日	指定
岩谷内溜(下)	那珂川町大字片平	令和3(2021)年5月21日	指定
岩谷内溜(中)	那珂川町大字片平	令和3(2021)年5月21日	指定
栗谷沢ダム	宇都宮市新里町	令和3(2021)年5月21日	解除

初網溜(下)	宇都宮市上欠町	令和3(2021)年5月21日	解除
初網溜(上)	宇都宮市上欠町	令和3(2021)年5月21日	解除
茗荷沢ダム(下)	宇都宮市新里町	令和3(2021)年5月21日	解除
茗荷沢ダム(上)	宇都宮市新里町	令和3(2021)年5月21日	解除
南高岡下池	真岡市大字南高岡	令和3(2021)年5月21日	解除
入山池	益子町大字小泉	令和3(2021)年5月21日	解除
堂ヶ入池	益子町大字上大羽	令和3(2021)年5月21日	解除
唐桶の溜	芳賀町大字東水沼	令和3(2021)年5月21日	解除
打越溜(下)	栃木市小野口町字打越	令和3(2021)年5月21日	解除
西谷津溜	栃木市大平町西山田	令和3(2021)年5月21日	解除
弁天上溜	栃木市大平町西山田	令和3(2021)年5月21日	解除
弁天下溜	栃木市大平町西山田	令和3(2021)年5月21日	解除
鷺巣溜(下)	栃木市岩舟町鷺巣字鷺の宮前	令和3(2021)年5月21日	解除
鷺巣溜(中)	栃木市岩舟町鷺巣	令和3(2021)年5月21日	解除
北浦溜	栃木市岩舟町下津原	令和3(2021)年5月21日	解除
岩の入溜(下)	栃木市岩舟町三谷	令和3(2021)年5月21日	解除
岩の入溜(上)	栃木市岩舟町三谷	令和3(2021)年5月21日	解除
足洗溜	栃木市岩舟町小野寺	令和3(2021)年5月21日	解除
星の宮溜(上)	栃木市岩舟町三谷	令和3(2021)年5月21日	解除
星の宮溜(下)	栃木市岩舟町三谷	令和3(2021)年5月21日	解除
和田溜	栃木市岩舟町三谷	令和3(2021)年5月21日	解除
堤溜(下)	栃木市岩舟町三谷	令和3(2021)年5月21日	解除
堤溜(上)	栃木市岩舟町三谷	令和3(2021)年5月21日	解除
上岡溜	栃木市岩舟町上岡	令和3(2021)年5月21日	解除
謡坂溜	栃木市岩舟町小野寺	令和3(2021)年5月21日	解除
道場溜	栃木市岩舟町小野寺	令和3(2021)年5月21日	解除
弁天溜	栃木市藤岡町大字大田和	令和3(2021)年5月21日	解除
山ガ溜	栃木市藤岡町大字大田和	令和3(2021)年5月21日	解除
高久田溜	栃木市岩舟町下津原	令和3(2021)年5月21日	解除
大沼溜	小山市大字羽川	令和3(2021)年5月21日	解除
弁天溜	矢板市安沢	令和3(2021)年5月21日	解除
中沼溜	矢板市越畑	令和3(2021)年5月21日	解除
抜け土溜	矢板市越畑	令和3(2021)年5月21日	解除
沢口溜	那須烏山市大字神長	令和3(2021)年5月21日	解除
寺小路ため池	塩谷町大字船生	令和3(2021)年5月21日	解除

鍛冶屋溜 (下)	足利市名草下町	令和3(2021)年5月21日	解除
鍛冶屋溜 (上)	足利市名草下町	令和3(2021)年5月21日	解除

(農地整備課)

栃木県告示第307号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和3(2021)年6月1日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

令和3(2021)年6月1日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
62	一般県道 石末真岡線	真岡市飯貝513-4から 真岡市上大田和135まで	令和3(2021)年 6月1日

(道路保全課)

公 告

○特別保護地区の指定予定

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定により特別保護地区の指定をしようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案を、栃木県環境森林部自然環境課及び栃木県県南環境森林事務所において、令和3(2021)年6月1日から同月15日まで一般の縦覧に供するので、当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、知事に当該指針の案についての意見書を提出することができる。

令和3(2021)年6月1日

栃木県知事 福田 富一

特別保護地区の名称	特別保護地区の区域及び面積	特別保護地区の存続期間	特別保護地区の保護に関する指針の案
行道山 特別保護地区	1 区域 足利市月谷町字 菅沢1579番地全域 2 面積 15ヘクタール	令和3(2021)年 11月1日から令和 13(2031)年10月 31日まで	1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 行道山鳥獣保護区は、足利市中央部から北部に広がる低山地帯に位置し、足利県立自然公園を中心とする区域である。区域内にはシラカシ、コナラ、フモトミズナラなどからなる広葉樹林とスギ、ヒノキ、アカマツなどからなる針葉樹林の林相がモザイク状に形成され、このような自然環境を反映して、森林性の鳥類としてシジュウカラ、メジロ、ルリビタキなど、獣類としてキツネ、タヌキや国の特別天然記念物に指定されているニホンカモシカなど多様な鳥獣が生息している。また、栃木県版レッドリストに掲載

されているアオバズク（絶滅危惧Ⅱ類）やオオタカ（準絶滅危惧）など希少種の生息も確認されている。

当該鳥獣保護区の中でも、特に行道山浄因寺の敷地内では、コナラ、フモトミズナラなどの天然の広葉樹林や樹齢が100年を超えるスギの境内林が良好に保全されているとともに、岩壁が露出する急峻な地形や沢も見られ、このように変化に富んだ自然環境がオオタカ、フクロウなどの多様な森林性鳥獣にとって良好な生息場所となっている。

このため、当該区域は行道山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域と認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定による特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

3 管理方針

- (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。
- (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。

(自然環境課)

○公共測量の終了

令和2(2020)年11月27日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、小山市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年6月1日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
公共測量（数値撮影（デジタルカラー撮影））
- 2 作業地域
小山市
- 3 作業期間
令和2(2020)年12月1日から令和3(2021)年3月31日まで

(監理課)

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3(2021)年6月1日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 レーザー加工機 1台
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和4(2022)年2月28日(月)
- (4) 納入場所 栃木県宇都宮市平出工業団地48-4 栃木県立県央産業技術専門校

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、機械器具、車両類の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 令和3(2021)年7月16日(金)から同月29日(木)までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県産業労働観光部労働政策課 産業人材育成担当 電話 028-623-3237
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
令和3(2021)年6月1日(火)から同年7月12日(月)まで栃木県ホームページ上で公開する。
来庁による交付の場合は、同期間(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(ただし正午から午後1時までの間を除く。)(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の受領期限及び提出場所
令和3(2021)年7月16日(金)午後4時(1)の場所に、持参または郵送により提出すること(ただし、郵送の場合は、簡易書留で(1)の場所へ郵送すること。)
イ 開札の日時及び場所
令和3(2021)年7月29日(木)午前10時 栃木県庁 本館6階 会議室2
- (4) 入札方法
1の(1)の件名で総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) その他
入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法
令和3(2021)年6月1日(火)から同年7月13日(火)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(ただし正午から午後1時までの間を除く。)に(1)の場所に持参又は郵送すること(ただし、郵送の場合は、簡易書留で(1)の場所へ郵送すること。)
イ 確認結果の通知 令和3(2021)年7月15日(木)までに通知する。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に栃木県産業労働観光部労働政策課で交付する仕様書に基づき作成した納入物品仕様書を添付して、入札書の受領期日までに提出しなければならない。

(4) 審査

ア 技術審査 栃木県産業労働観光部労働政策課長が、入札者の作成した納入物品仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した納入物品仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

イ 技術審査基準 納入物品仕様書が、栃木県産業労働観光部労働政策課で交付する仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

ウ 審査結果は、FAX又はメールにより、令和3(2021)年7月27日(火)までに通知する。

(5) 入札の無効

2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

(4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Laser processing machine 1 unit

(2) Time and Date of bidding:

4:00p.m., July 16, 2021

(3) Information is available at:

Industrial human resource development Section

Labor Policy Division, Department of Industry, Labor, and Tourism,

Tochigi Prefecture

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501

TEL. 028-623-3237

(労働政策課)